



## 2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

- (1) 本件についてみると、処分庁は、令和3年6月7日、審査請求人より令和2年10月19日分及び同月22日分の産後ケアセンターへの通院移送費（タクシー代）の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を受け、生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）第3の9（1）及び（2）に照らし、産後ケアセンターは医療扶助運営要領に定める通院移送費の給付対象である医療機関でないことから、令和3年7月5日付けで、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

審査請求人は、令和2年10月19日分の移送費は、産後ケアセンターからA病院へのタクシー代であり、A病院は医療機関であることから、通院移送費の支給対象であると主張する。

また、同月22日分の移送費は、産後ケアセンターでのショートケア終了後の自宅へのタクシー代であり、産後ケアセンターは産後ケア事業を実施しており、医療機関と同様のサービスを提供するものとして医療機関と同視できることから、通院移送費が認められるべきであることを主張する。

さらに、仮に医療扶助による通院移送費の対象にならないとしても、審査請求人は、育児に疲弊し、産後ケアを利用した後に子を抱えて公共交通機関を利用して帰宅することが著しく困難であることから、局長通知第7の2（7）アに示す各場合に準じるものとして、生活扶助による移送費が支給されるべきである旨主張する。

医療扶助運営要領第3の9（2）のとおり、医療扶助における移送費の給付の範囲は、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限るものであるとされている。また、生活扶助としての移送費は、被保護者が局長通知第7の2（7）アに示す各場合において、他に経費を支出する方法がないときに必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額をその範囲とすることとされている。

以下検討すると、①令和2年10月19日及び同月22日、審査請求人は産後ケアセンターに通所した〔と申告した〕こと、②令和3年6月7日、処

分庁は、審査請求人から通院先を産後ケアセンターとし、往復のタクシーによる通院移送費の支給を求める本件申請を受けたこと、③同月22日、処分庁はケース診断会議を開催し、産後ケアセンターは医療施設でなく、通院移送費の対象外であることから、支給を認めないことを決定したことが認められる。

これらの事実を踏まえると、本件申請はその記載内容から、審査請求人が産後ケアセンターへの往復の通院移送費の支給を処分庁に対し求めたものと認められ、産後ケアセンターによって通院証明がされていることからすると、処分庁が本件申請の内容から、通院先を産後ケアセンター以外と認識することは困難であったと言わざるを得ない。したがって、処分庁が本件申請の通院先を産後ケアセンターとして支給の可否を検討した点について、本件処分を取り消すまでの瑕疵があったとは認められない。

また、医療扶助運営要領第3の9(2)のとおり、医療扶助における移送費の給付は医療機関に受診する場合に限られており、産後ケアセンターが医療施設でなく、母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2第1項による産後ケア事業を担う施設である点は、審査請求人及び処分庁の主張に争いはない。そうすると、本件申請について、組織的に検討し、通院先が医療機関ではないことから、本件申請を却下した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

さらに、審査請求人は、医療扶助の通院移送費の対象にならないとしても、生活扶助の移送費が支給されるべき旨主張するが、本件申請は通院先を産後ケアセンターとし、医療扶助としての移送費の支給を求めたものであり、生活扶助としての移送費の支給を求めたものとは認められない。また、事件記録から、本件処分までに審査請求人が処分庁に対し、産後ケアセンターへの生活扶助としての移送費の支給を求める申請をした事実は認められない。したがって、本件処分において、処分庁が生活扶助の移送費について支給の可否を検討しなければならないとはいえず、審査請求人の主張は認められない。(2) 以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、医療扶助運営要領第3の9(3)イのとおり、移送の給付について、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものとされている。また、医療扶助運営要領第3の9(3)ウのとおり、事後申請について、緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って

差し支えないこととされている。

本件申請は、事後の申請であると認められるところ、事件記録から、審査請求人に事前の申請が困難なやむを得ない事由があったとうかがえる事情は具体的に確認できない。また、処分庁が審査請求人に対し、事前の申請が必要である旨を伝えていたかについても判然としない。

処分庁は、要保護者に対し、移送費の給付に当たっては事前の申請が必要であることを周知すべきである旨を付言する。

- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討  
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第4 調査審議の経過

令和7年	6月30日	諮問の受付
令和7年	7月1日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月15日 口頭意見陳述申立期限：7月15日
令和7年	7月28日	第1回審議
令和7年	8月4日	審査庁への質問（回答：令和7年8月21日）
令和7年	8月25日	第2回審議
令和7年	9月24日	審査請求人による口頭意見陳述の実施 第3回審議
令和7年	10月31日	第4回審議
令和7年	11月26日	第5回審議
令和7年	12月22日	第6回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 法令等の規定

- (1) 法第12条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの 二 移送」と定めている。
- (2) 法第15条柱書は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、第1号から第6号を示し、第6号において「移送」と定めている。
- (3) 局長通知第7の2(7)アは、一般生活費のうちの移送費について、「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がな

いときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(中略)必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。(後略)」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (4) 医療扶助運営要領第3の9(1)は、移送の給付方針として、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」と記している。
- (5) 医療扶助運営要領第3の9(2)は、移送の給付の範囲として、「アからクまでに掲げる場合において給付を行う。受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものであること。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる。」とし、アにおいて「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」と、イにおいて「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」と記している。
- (6) 医療扶助運営要領第3の9(3)イは、給付決定に関する審査について、「被保護者から申請があった場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。ただし、医療要否意見書等により、移送を要することが明らかな場合であり、かつ、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合は、給付要否意見書(移送)の提出を求める必要はないこと。(中略)なお、移送の際に利用する交通機関については、地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定すること。また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の

対象にならないものであること。」と記している。

- (7) 医療扶助運営要領の第3の9(3)ウは、移送の給付の事後申請の取扱いについて、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこと。」と記している。

なお、医療扶助運営要領は、処理基準である。

- (8) 医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について(平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)3は、移送の給付手続きについて、「被保護者から申請のあった移送の給付について、その内容を検討した結果、移送の給付範囲〔注：医療扶助運営要領第3の9(2)の給付範囲を示す〕のアからクまでに該当するときは、以下の事項について十分な検討を行った上で、給付を決定すること。給付の決定に当たっては、移送により医療扶助に基づく適切な療養を受けることを指示すること。(中略)」と記し、イの「移送の給付範囲のイに該当する場合」について、「(ア)給付対象となる医療機関の適否」において「必要な医療の提供が可能な医療機関のうち要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限ることとされていることから、当該医療機関での対応が困難な場合には、特に、その必要性について十分な検討を行うこと。受診する医療機関への通院が移送の給付の対象となるかについては、嘱託医協議、主治医訪問等により調査を行い、一般世帯の通院状況も参考に判断すること。それに加え、セカンドオピニオンを得るための検診命令を適宜活用すること。」と、「(イ)給付対象となる交通機関の適否」において「一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況等に照らして判断することが基本となる。タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこと。地域の実態料金や複数事業者の見積り等を踏まえ、経済的かつ合理的な経路及び方法となっているか確認すること。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

- (9) 母子保健法第17条の2第1項は、産後ケア事業について、「市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(以下この項において「産後ケア」という。)を必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業(以下この条及び第19条の2第1項において「産後ケア事業」という。)を行うよう努めなければならない。一 病院、診療所、助産所その他内閣府令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの(次号において「産後ケアセンター」という。)に産後ケ

アを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業 二 産後ケアセンターその他の内閣府令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業 三 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業」と定めている。

- (10) 行政手続法（平成5年法律第88号）第7条は、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と定めている。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和2年5月23日、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。なお、審査請求人は、〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があり、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を取得している。
- (2) 令和2年9月17日、審査請求人は子を出産した。
- (3) 令和2年10月16日から同月22日までの間、審査請求人は、産後ケアセンターにおいてショートステイによる宿泊型の産後ケアを受けた。
- (4) 令和2年10月19日、審査請求人は、産後1か月健診のためA病院を受診した。この際、産後ケアセンターからA病院への通院（往路）にはタクシーを利用した。
- (5) 令和2年10月22日、審査請求人は産後ケアセンターを退所した。この際、荷物が多くベビーカーに乗せ、子を抱いてタクシーにて帰宅した。
- なお、産後ケアセンターは、このショートステイ実施について、処分庁の本件申請を担当する部署とは別の担当部署に「大阪市産後ケア事業実施報告書」を提出し、同月30日に受領された。
- (6) 令和3年3月30日、審査請求人から処分庁に対し、通院移送費の相談があったが、申請書の不備を複数指摘したところ、同年5月10日に審査請求人代理人から提出があった。しかし、不備が修正されていなかったため、処分庁は申請書類を返送した。
- (7) 令和3年6月7日、処分庁は、審査請求人代理人から提出された本件申請以外の申請を含む複数の「移送費（通院交通費）支給申請書」を受け付けた。

そのうち、令和2年10月19日及び同月22日に係る申請書には、「通院先」欄には「〇〇産後ケアセンター」と、「交通機関」欄には「タクシー」と、「交通費（往復）」欄には19日分として「2,220円」、22日分として「3,230円」と記載されるとともに、「10月通院回数2回 合計¥5,450円」との記載があり、タクシー会社の領収書2枚も添付されていた。また、「通院回数証明書」として、10月19日と22日に〇印が付され、「上記のとおり計2回通院したことを証明します。」として、産後ケアセンターの押印がなされていた。なお、「乗車区間」欄は空欄であった。

(8) 令和3年6月22日、処分庁はケース診断会議を開催し、通院移送費の支給可否について検討した結果、産後ケアセンターは医療施設でなく、通院移送費の対象外のため、支給を認めないこととした。

(9) 令和3年7月5日付けで、処分庁は審査請求人に対し、本件処分を行った。「保護申請却下通知書」には、「令和3年6月7日付けで申請された生活保護法における通院タクシー移送費の支給について、次の理由により却下します。」と記載され、「却下理由」欄には、「(前略)〔審査請求人〕さんの令和3年6月7日付けで申請された令和2年10月19日(片道)及び令和2年10月22日の(中略)〔産後ケアセンター〕への移送費について、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局通知)第3-9における移送の給付対象である医療機関に該当しないため。」と記載されていた。

(10) 令和3年9月25日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 本件についてみると、処分庁は、令和3年6月7日、審査請求人から令和2年10月19日分及び同月22日分の産後ケアセンターへの通院移送費(往復タクシー代)の支給を求める本件申請を受け、医療扶助運営要領第3の9(1)及び(2)に照らし、産後ケアセンターは医療扶助運営要領に定める通院移送費の給付対象である医療機関でないことから、令和3年7月5日付けで本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、令和2年10月19日分の通院移送費は、審査請求人が同月16日から同月22日までの間、産後ケアセンターでショートステイをしている間に、産後健診のため産後ケアセンターからA病院を受診した際の片道(往路)タクシー代であり、A病院は医療機関であることから、通院移送費の支給対象である旨主張する。また、同月22日分の移送費は、審査請求人が産後ケアセンターでのショートステイを終了後、帰宅する際のタクシー代であるが、産後ケアセンターは市の産後ケア事業を受託しており、医療機関と同様のサービスを提供するものとして医療機関と同視できるこ

とから、通院移送費が認められるべきである旨主張する。

さらに、仮に本件申請に係る移送費が医療扶助における通院移送費の対象にならないとしても、審査請求人が育児に疲弊し、産後ケアを利用した後子とともに荷物を抱え、公共交通機関を利用して帰宅することは著しく困難であったことから、局長通知第7の2(7)アに示された各場合に準ずるものとして、生活扶助における移送費が支給されるべきである旨も主張している。

- (3) 医療扶運営要領第3の9(2)のとおり、医療扶助における移送費の給付の範囲は、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものであるとされている。また、生活扶助としての移送費は、被保護者が局長通知第7の2(7)アに示す各場合において、他に経費を支出する方法がないときに必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額をその範囲とすることとされている。

以下検討すると、①令和2年10月16日から同月22日までの間、審査請求人は産後ケアセンターでショートステイによる産後ケアを受けたこと(ただし、処分庁の担当部署はこのことにつき審査請求人から事前に報告を受けておらず、把握したのは本件申請後であった)、②令和3年6月7日、審査請求人は、通院先を産後ケアセンターとして、タクシー往復による令和2年10月19日及び22日の2日分の通院移送費の支給を求める本件申請を行ったこと、③令和3年6月22日、処分庁はケース診断会議を開催し、産後ケアセンターは医療機関でなく、医療扶助における通院移送費の対象外であることから支給を認めないことを決定し、本件処分を行ったことが認められる。

この点、本件申請の外観は、審査請求人が10月19日及び同月22日に産後ケアセンターに通院した際の往復のタクシー代について医療扶助として支給を求めた内容となっており、産後ケアセンターが通院回数証明書において申請のあった2日間につき「計2回通院したことを証明します。」と記載し、押印していたこと、また、同月19日についてA病院による通院証明がなかったことも併せてみれば、処分庁が本件申請の通院先が産後ケアセンターではなかったと認識することは困難であったと言わざるを得ない。

そして、医療扶助運営要領第3の9(2)のとおり、医療扶助における移送費の給付は医療機関を受診する場合に限られており、産後ケアセンターが医療機関でなく、母子保健法第17条の2に基づき産後ケア事業を担う施設である点は、審査請求人及び処分庁の間に争いはない。

そうすると、処分庁が本件申請の通院先を産後ケアセンターとして移送費支給の可否を検討した点について、本件処分を取り消すべき瑕疵があつ

たとは認められず、本件申請について、処分庁が組織的に検討を行い、通院先が医療機関ではないことから本件申請を却下した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

さらに、審査請求人は、医療扶助の通院移送費の対象にならないとしても、生活扶助の移送費が支給されるべき旨主張するが、本件申請は、通院先を産後ケアセンターとし、医療扶助としての移送費の支給を求めたものであり、審査請求人が生活扶助としての移送費の支給を求める申請をした事実は認められない。すなわち、本件においては、処分庁の申請に対する応答義務は医療扶助の支給の判断に限られ、処分庁が生活扶助の移送費についても支給の可否を検討しなければならなかったとはいえず、また、当該申請に対し生活扶助としての移送費を支給することを認めるのは行政不服審査法第46条第1項の処分の変更にあたり、当審査会において行い得ない判断であるから、審査請求人の主張を認めることはできない。

(4) 以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却すべきである。

## 第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下、付言する。

まず、医療扶助運営要領第3の9(3)イのとおり、移送の給付については、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象とならないものとされている。また、医療扶助運営要領第3の9(3)ウのとおり、事後申請については、緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後、速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこととされている。

本件申請は事後申請であると認められるところ、本件事件記録から、審査請求人に事前の申請が困難なやむを得ない事由があったとうかがえる事情は具体的に確認できないが、処分庁が審査請求人に対し、事前の申請が必要である旨を伝えていたかについても判然としない。

処分庁は、要保護者に対し、移送費の給付に当たっては事前の申請が必要であることを周知すべきである。

次に、「第5 審査会の判断」の「3 判断」で述べたとおり、処分庁が本件申請について、医療扶助における移送費を求めるものと認識して本件処分を行ったことについては、違法又は不当とはいえない。また、審査請求人は本件移送費について、生活扶助における移送費としては申請を行っていない。

一方、厚生労働省の見解によれば、母子保健法に基づく産後ケア事業を行う施設が、局長通知第7の2(7)ア(オ)の一般生活費としての移送費の支給対象となる施設か否かについては、保護の実施機関において実施要領等に基づき、被保護者の個別の事情に基づいて適切に判断すべきものとされている。

処分庁における行政手続法第7条に定められた申請に対する形式上の要件審査には限界があるとはいえ、生活保護における各種給付の申請は申請者にとって理解しづらい面があること、特に本件においては、審査請求人が〇〇の〇〇〇〇〇〇等のため療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有していることや、〇〇〇〇〇〇〇〇〇で育児サポートを受けているといった配慮を要するような事情があったことに鑑みれば、審査請求人から処分庁に対して通院移送費の相談があった際に、通院先、交通手段及び経路等といった具体的な移動の状況について確認を行っていれば、本件において移送費支給申請書の記載の仕方についての案内や、生活扶助における移送費の申請の可能性も視野に入れた相談・案内を行い得たのではないかという疑問が生じても不思議ではない。

今後、処分庁においては、可能な限り被保護者の置かれた個別事情に基づき、被保護者に寄り添った対応を行うことが望ましいと考える。

さらに、本件産後ケア事業については、ショートステイ終了後に事業者である産後ケアセンターから処分庁に対し実施報告書が提出されている。処分庁においては、当該報告書を受理したのは本件処分を行った部署とは別の担当部署であり、両方で情報共有がなされる体制ではなかったとのことであるが、配慮を要する事情を有する被保護者に対するサポートを確実に実施することができるよう、今後は、可能な範囲で、関連する事業を所管する部署間の連携を図るとともに、そのためのシステム等のあり方を検討することが期待される。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 一高 龍司

委員 渋谷 麻衣子

委員 酒井 貴子